

第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響評価の項目の選定

5.1.1 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目の選定にあたって、第 2 章及び第 3 章から本事業の主な事業特性及び地域特性を抽出した結果は、表-5.1.1 及び表-5.1.2 のとおりです。

本事業に係る環境影響評価の項目の選定は、「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年総理府令第 38 号)」(以下「主務省令」という。)第 21 条第 2 項に基づき、一般的な事業の内容と事業特性との相違を表-5.1.3 のとおり把握したうえで、これらの事業特性と地域特性を勘案し、主務省令別表第一の参考項目を基本に表-5.1.4 に示すとおり選定しました。

なお、方法書に記載して内容から見直しを行った事項については、**ゴシック書体**で記載しました。

表-5.1.1 本事業の主な事業特性

影響要因の区分		主な事業特性
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	・飛行場及びその施設の設置並びに港湾施設の工事を行う。
	建設機械の稼働	・建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置に係る工事を行う。 ・建設機械及び工事用船舶を用いて、港湾施設の工事を行う。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・車両及び船舶により、資材及び機械の運搬を行う。
飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在	・工事の完了後、飛行場及びその施設並びに港湾施設が存在する。
	航空機の運航	・工事の完了後、飛行場及びその施設を使用して輸送機の離着陸及び航空機を使用した訓練が行われる。
	飛行場の施設の供用	・工事の完了後、飛行場及びその施設並びに港湾施設が供用される。 ・飛行場施設以外の施設の運用として、訓練が行われる。

表-5.1.2(1) 主な地域特性

区分	主な地域特性
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> ・種子島及び馬毛島では、大気質、環境騒音、環境振動及び道路交通振動の調査は実施されていません。 ・自動車騒音の面的評価は西之表市（種子島）の1路線、中種子町の3路線において調査が実施されており、全ての調査において、環境基準及び要請限度を達成している状況です。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・海域の水質は、西之表港海域の2地点において水質調査が実施されており、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）については、A類型の基準を満たす結果、溶存酸素量（DO）はA類型の基準を満たしていない結果となっています。 ・西之表市（種子島）にある「浦田海水浴場」と「よきの海水浴場」については、平成29年度～令和3年度は水質AA～Aに判定され、水浴場の水質として適している状態です。 ・海域の底質は、ダイオキシン類について西之表港で調査が実施されており、環境基準を満たす結果となっています。 ・地下水は、西之表市西之表、中種子町野間及び南種子町中之下で水質常時監視調査が実施されており、いずれも環境基準を満たす結果となっています。
土壌及び地盤 地形及び地質	<ul style="list-style-type: none"> ・馬毛島は堆積岩に由来する黄色土壌が広範囲に分布しています。海岸は主に岩石地です。 ・馬毛島の最高点は71mです。地形は、岩石台地が広く分布しており、所々に丘陵地がみられます。南部と東部に位置する河川の周辺には、谷底平野が分布しています。海岸沿いに礫が分布し、その少し内陸には崖が分布しています。 ・重要な地形及び地質は、鹿児島県指定天然記念物として、南種子町河内の貝化石層が登録されています。また、鹿児島県自然環境情報図によると、2箇所（馬立の岩屋、千座の岩窟）が種子島に存在しています。その他地形レッドデータ等に選定されている地形、地質は分布していません。

表-5.1.2(2) 主な地域特性

区分	主な地域特性
動物 植物 生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・種子島及び馬毛島を含む資料の収集及び概況調査によると、重要な種として、哺乳類 13 種、鳥類 113 種、爬虫類 17 種、両生類 7 種、魚類 32 種、昆虫類 90 種、クモ類 1 種、甲殻類 29 種、貝類 147 種、サンゴ類 4 種、植物 663 種、藻類 35 種が確認されています。 ・馬毛島では、当該地域に卓越するシイ・カシを主体とする樹林が島北側の東西にそれぞれ小面積残存し、多くはシバ群落、ススキ群落からなる草地や裸地となっています。島内にはシカが生息しているほか、魚食の猛禽類であるミサゴが生息しています。 ・馬毛島の海岸部は岩礁が主体で、一部に砂浜または礫浜が分布しています。 ・馬毛島東側のサンゴ類の被度は低く、南側及び西側の被度が高いことが把握されました。 ・藻場は、馬毛島周辺でまとまった規模の群落は形成されていませんでした。 ・天然記念物（植物）は、西之表市（種子島）に 6 箇所、中種子町に 5 箇所、南種子町に 2 箇所が指定されています。このうち、馬毛島においては、西之表市指定の「ソテツ自生群落」が分布しています。 ・注目すべき生息地の状況としては、種子島に湿地、干潟、サンゴ礁、マングローブ林等が、馬毛島に干潟が確認されています。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・種子島における自然景観資源は野木平等 9 箇所が挙げられています。馬毛島においては選定されていません。 ・眺望点としては、種子島において、よきの海水浴場等 22 箇所が存在します。
人と自然との 触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる人と自然との触れ合いの活動の場としては、種子島におけるよきの海水浴場、雄龍・雌龍の岩等 35 箇所が挙げられます。なお、馬毛島においては確認されていません。
一般環境中の 放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・西之表局（測定地点：西之表市熊毛支庁）において、空間放射線量率の調査が実施されており、平成 26～30 年度にかけては、28～85nGy/h を示しています。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・西之表市（種子島）及び中種子町において、都市計画法に基づく用途指定区域があります。
海域の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・馬毛島周辺及び種子島周辺海域においては、共同漁業権が 5 箇所、区画漁業権が 6 箇所指定されています。海域では、一本釣り、延縄、刺網、まき網の漁業が行われています。
学校、病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所、学校、病床のある医療機関、福祉・介護施設、図書館が、西之表市（種子島）、中種子町、南種子町にあります。 ・西之表市（種子島）、中種子町、南種子町の各中心市街地のほか、主要な道路や海岸沿いに集落が分布しています。
環境の保全を目的として指定された地域	<ul style="list-style-type: none"> ・馬毛島には、西之表市指定の天然記念物として、「ソテツ自生群落」が指定されています。 ・埋蔵文化財包蔵地として、馬毛島には椎ノ木遺跡、馬毛島葉山王籠遺跡の 2 箇所の遺跡が登録されています。

表-5.1.3 一般的な事業と本事業の内容との比較

影響要因の区分	一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置に係る工事を行う。	一般的な事業の内容に加えて、港湾施設の工事を行う。
	建設機械の稼働		一般的な事業の内容に加えて、工事用船舶を用いて、港湾施設の工事を行う。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	車両により、資材及び機械の運搬を行う。	車両及び船舶により、資材及び機械の運搬を行う。
飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設が存在	工事後の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該施設が航空機の運航の用に供される。	一般的な事業の内容に加えて、港湾施設が存在する。
	航空機の運航		一般的な事業の内容と同様である。
	飛行場の施設の供用		一般的な事業の内容に加えて、港湾施設が供用される。また、飛行場施設以外の施設の運用として、訓練が行われる。

表-5.1.4 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分				工事の実施			飛行場及びその施設の存在及び供用			
				造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	飛行場及びその施設の存在※1	航空機の運航	飛行場の施設の供用※2	
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		—	◎		◎	—	
			浮遊粒子状物質			○		○		
			炭化水素、ベンゼン等					○		
			硫黄酸化物			○				
			粉じん等	—	—	◎				
		騒音	騒音		—	◎		◎		
		低周波音						○		
		振動	振動		—	◎				
	水環境	水質	水の汚れ							◎
			土砂による水の濁り	◎	○					○
底質		濁り物質の堆積量	○	○						
	流況	流れの変化				○				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				—				
	電波障害						○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	陸域動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○		◎	○	○	
		海域動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	◎	○	○	
	植物	陸域植物	重要な種及び群落	○	○		◎		○	
		海域植物	重要な種及び群落	○	○		◎		○	
	生態系	陸域生態系	地域を特徴づける生態系	○	○		◎	○	○	
		海域生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	◎	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					◎			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		◎	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	◎							
		廃棄物							○	
	温室効果ガス等	二酸化炭素		◎	◎		○	○		
一般環境中の放射性物質について、調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	—	—	—					

注1：表中の網掛けは、主務省令の参考項目を示します。

注2：表中の「◎」は参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定する項目を示します。

注3：表中の「○」は参考項目ではありませんが、本事業に伴い影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として選定する項目を示します。

注4：表中の「—」は参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目を示します。

注5：「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」には船舶航行も含まれます。

注6：表中の「※1」は、港湾施設、「※2」は、飛行場施設以外の施設の運用の際に実施される訓練を環境影響評価の対象に含みます。

5.1.2 選定及び非選定理由

環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由は、表-5.1.5に示すとおりです。

なお、方法書に記載して内容から見直しを行った事項については、ゴシック書体で記載しました。

表-5.1.5(1) 環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由

環境影響評価の項目			環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由		
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事の実施	建設機械の稼働	対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約10km程度離れていることから、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物による影響は極めて小さいことが明らかであるため、選定しないこととしました。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域のある馬毛島は離島ですが、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という。）が種子島を走行し、更に船舶が種子島周辺を航行し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
		飛行場及びその施設 の存在及び供用	航空機の運航	航空機の運航により窒素酸化物が発生し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			飛行場の施設の供用	排出ガスが発生する施設は馬毛島にあり種子島の住居等と約10km程度離れていること、種子島を走行する関連車両は通勤車両のみであることから、住居等への影響は極めて小さいことが明らかであるため、選定しないこととしました。	
	浮遊粒子状物質	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域のある馬毛島は離島ですが、工事用車両が種子島を走行し、更に船舶が種子島周辺を航行し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
		飛行場及びその施設 の存在及び供用	航空機の運航	航空機の運航により浮遊粒子状物質が発生し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
	炭化水素、ベンゼン等	飛行場及びその施設 の存在及び供用	航空機の運航	知事意見を勘案し、航空機の運航により炭化水素、ベンゼン等が発生し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			硫黄酸化物	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

表-5. 1. 5(2) 環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由

環境影響評価の項目			環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由		
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	大気質	粉じん等	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約 10km 程度離れていることから、造成等の施工及び建設機械の稼働に伴う粉じん等による影響は極めて小さいことが明らかであるため、選定しないこととしました。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域のある馬毛島は離島ですが、工事用車両が種子島を走行し、周辺の大気環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約 10km 程度離れていることから、建設機械の稼働に伴う騒音による影響は極めて小さいことが明らかであるため、選定しないこととしました。	
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域のある馬毛島は離島ですが、工事用車両が種子島を走行し、周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
		飛行場及びその施設の存在及び供用	航空機の運航	航空機の運航により航空機騒音が発生し、周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
	低周波音	飛行場及びその施設の存在及び供用	航空機の運航	航空機の運航により低周波音が発生し、周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
	振動	工事の実施	建設機械の稼働	対象事業実施区域のある馬毛島は離島であり、種子島の住居等と約 10km 程度離れていることから、建設機械の稼働に伴う振動による影響は極めて小さいことが明らかであるため、選定しないこととしました。	
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域のある馬毛島は離島ですが、工事用車両が種子島を走行し、周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。

表-5. 1. 5(3) 環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由

環境影響評価の項目				環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由	
環境要素の区分		影響要因の区分			
水環境	水質	水の汚れ	飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場の施設の供用により、周辺の水環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
		水の濁り 土砂による	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	造成等の施工及び建設機械の稼働に伴い濁りが発生し、周辺の水環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
			飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場の施設の供用	知事意見を勘案し飛行場施設の供用に伴い濁りが発生し、周辺の水環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
	底質	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	造成等の施工及び建設機械の稼働に伴い濁りが発生し、周辺の水環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
	流況	飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在	港湾施設の存在により、海域の水の流れが変化し、周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在	対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は存在しないため、選定しないこととしました。	
	電波障害	飛行場及びその施設の存在及び供用	航空機の運航	航空機の運航により電波障害が発生することが考えられるため選定しました。	

表-5. 1. 5(4) 環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由

環境影響評価の項目		環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由				
環境要素の区分	影響要因の区分					
動物	陸域動物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	造成等の施工や建設機械の稼働による粉じん等、騒音等により、陸域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。		
		飛行場及びその施設 の存在及び供用	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及び施設の存在による生息域の変化により、周辺の陸域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			航空機の運航	航空機の運航	航空機の運航による騒音により周辺の陸域動物の生息環境に影響を及ぼすこと及び、航空機と鳥との衝突により鳥類の重要な種に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用により、周辺の陸域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
	海域動物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行	造成等の施工、建設機械の稼働に伴う水の濁り、建設機械の稼働に伴う騒音並びに資材及び機械の運搬に用いる船舶の航行があることから、周辺の海域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。		
		飛行場及びその施設 の存在及び供用	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及び施設の存在による生息域の変化により、周辺の海域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			航空機の運航	航空機の運航	航空機の運航による騒音により周辺の海域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用による水の汚れ及び夜間照明により、周辺の海域動物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
	植物	陸域植物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	造成等の施工や建設機械の稼働による粉じん等により陸域植物の生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			飛行場及びその施設 の存在及び供用	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及び施設の存在による地形の変化により、周辺の陸域植物の生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
				飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用により、周辺の陸域植物の生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
		海域植物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	造成等の施工や建設機械の稼働による水の濁りにより周辺の海域植物の生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
飛行場及びその施設 の存在及び供用			飛行場及びその施設 の存在	飛行場及びその施設 の存在	飛行場及び施設の存在による地形の変化により、周辺の海域植物の生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
			飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用による水の汚れにより、周辺の海域植物の生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	

表-5. 1. 5(5) 環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由

環境影響評価の項目			環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	陸域生態系	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働	造成等の施工及び建設機械の稼働による粉じん等、騒音等により、地域を特徴づける陸域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
		飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在	飛行場及び施設の存在による生息・生育域の変化により、地域を特徴づける陸域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
			航空機の運航	航空機の運航による騒音及び航空機と鳥との衝突により、地域を特徴づける陸域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
			飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用により、地域を特徴づける陸域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
	海域生態系	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工、建設機械の稼働に伴う水の濁り、建設機械の稼働に伴う騒音等並びに資材及び機械の運搬に用いる船舶の航行により、地域を特徴づける海域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
		飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在	飛行場及び施設の存在による生息・生育域の変化により、地域を特徴づける海域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
			航空機の運航	航空機の運航による騒音により、地域を特徴づける海域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。
		飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用による水の汚れ及び夜間照明により、地域を特徴づける海域生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
景観	飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在	飛行場及び施設の存在により景観が変化し、周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域のある馬毛島は離島ですが、工事用車両が種子島を走行し、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス特性の変化が考えられるため選定しました。	
	飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在 航空機の運航	飛行場及び施設の存在、航空機の運航による騒音により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすことが考えられるため選定しました。	

表-5.1.5(6) 環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由

環境影響評価の項目				環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工による副産物の発生が考えられ、その発生量を把握するため選定しました。
	廃棄物	飛行場及びその施設の存在及び供用	飛行場の施設の供用	飛行場の施設の供用時において飛行場の施設から廃棄物の発生が考えられ、その発生量を把握するため選定しました。
温室効果ガス等		工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、二酸化炭素の排出が考えられることから、その排出量を把握するため選定しました。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の走行及び船舶の航行による二酸化炭素の排出が考えられることから、その排出量を把握するため選定しました。
		飛行場及びその施設の存在及び供用	航空機の運航 飛行場の施設の供用	航空機の運航及び飛行場の施設の供用により、二酸化炭素の排出が考えられることから、その排出量を把握するため選定しました。
放射線の量	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成27年3月、環境省）では、環境影響評価項目の選定の考え方として「土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出し、環境への影響が生じるおそれがある場合」と示されていました。対象事業実施区域及びその周辺では、土地の形状の変更等に伴い上記のような拡散・流出のおそれはないことから、評価項目として選定しないこととしました。	

5.2 評価の手法の選定

調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかについて評価しました。

また、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策において、選定項目に係る環境要素に関して基準、又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価しました。